

第1章 計画の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、全ての人自分らしい生き方を選択でき、心豊かに暮らすことができる社会であり、私たちが目指すべき社会です。また、男女共同参画の視点は、少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢や価値観の変化などに伴う様々な課題に対応するうえで必要不可欠です。

県では、これまで、「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年6月制定)に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」を平成13(2001)年3月に策定し、以降、5年ごとに改定を行いながら、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

この間、「栃木県男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)の制定や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(以下「DV防止計画」という。)の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」(以下「栃木県女性活躍推進計画」という。)の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)に基づく「栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「困難女性支援計画」という。)の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

その結果、男女共同参画についての県民の理解が広がり、仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備や働く場における女性の活躍が徐々に進んできましたが、未だ根深く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を背景とした課題が残っています。また、依然として配偶者やパートナーからの暴力(DV)による被害が後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

このため、条例の基本理念にのっとり、日光声明(令和5(2023)年6月25日)の内容を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」(以下「計画」という。)を策定するものです。

なお、とも働き世帯が増える中、男女共同参画社会の実現に向けては、働く場における女性の活躍推進が欠かせないものとなっており、企業のみならず、働く女性を取り巻く地域を含めた社会全体の意識変革などにも一体的に取り組む必要があることから、本計画に「栃木県女性活躍推進計画」を統合し、総合的な推進を図ることとします。

2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として位置づけられます。なお、同計画に該当する施策は柱Ⅰ「男女がともに活躍できる社会づくり」

及びⅡ「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」の一部です。

- (3) 国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、「新とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (4) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。
- (5) 本計画に基づく各種取組により、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとして、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献します。

3 他の計画との関係

本計画は、「新とちぎ未来創造プラン」「栃木県こどもまんなか推進プラン」「第6期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」等と調和のとれたものとしします。

4 計画の期間等

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

本計画の実施状況については、毎年、条例第7条に基づき、報告書を作成し、公表します。

5 計画策定の背景

(1) 社会情勢と女性を取り巻く状況等

① 社会全体における状況の変化

本県の総人口は、少子高齢化の急速な進行により、平成17（2005）年をピークに減少し、今後、人口減少が加速していくことが予測されています。

さらに近年では、東京圏をはじめとした大都市圏への若い世代の転出が超過傾向にあり、特に女性の転出超過が顕著となっています。

年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の比率の更なる減少と、65歳以上の人口比率の更なる増加が見込まれ、経済活動における担い手の確保や社会保障の持続等の影響の深刻化が懸念されます。

一方、生活環境の改善と医療の進歩等により、本県でも全国同様、平均寿命と健康寿命が延伸しており、人生100年時代を迎えています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に女性の就業の多い飲食・宿泊業などのサービス業で非正規雇用労働者を中心とする雇用の悪化や、女性の家事育児時間の増加や配偶者による暴力など、立場の弱い女性や女兒への影響が深刻化しました。

② 本県の男女共同参画の状況

ア 男女共同参画に関する県民の意識

令和7年度栃木県政世論調査において、「社会全体の中での男女の地位の平等感」について、「平

等になっていると答えた人の割合を見ると12.1%と、コロナ禍により下がっていた数値はやや回復傾向にありますが、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人の合計は62.6%と依然として高い状況になっています。〔図表1-1〕

また、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」（以下、「賛成」という。）と答えた人の合計は、全体では21.6%と5年前（令和2年度：24.9%）と比較しやや減少したものの、依然として2割を超える状況となっています。〔図表2〕

なお、男女別・年齢別に見ると、賛成は女性では60代以下は全ての年代で1割台、70代以上で約2割である一方、男性は20代が2割弱、30代から60代が2割台、70代以上が3割半ばと男女で差が出ています。

イ 女性活躍の状況

県が設置している審議会等の女性委員の割合を見ると増加傾向にありますが、4割には満たない状況です。また、本県の有業者を男女別で見ると、女性は43.6%（44万9千人）となり、夫婦のいる一般世帯では、とも働き世帯が半数を超えています。

一方、本県女性の働き方を見ると、出産・子育て期に有業率が低下する「M字カーブ」は解消されてきましたが、正規雇用労働者の比率が20～24歳代をピークに年齢とともに低下を続ける「L字カーブ」を描いており、出産・育児を契機に女性が離職又は非正規労働へ移行していることがわかります。〔図表15、16〕

本県女性の非正規労働者の割合は全国平均を上回っており、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の待遇差が男女間の賃金格差や女性の貧困の一因ともなっています。

また、正規雇用労働者のうち、管理的職業従事者は16.9%（0.3万人）にとどまっています。

このような中、県内における「働く場（職場）での男女の地位の平等感」について、「平等になっている」と答えた人が19.0%、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人が57.2%となっています。〔図表17-1〕

ウ 仕事と生活を取り巻く状況

本県の労働者の一人当たり所定外労働時間は、コロナ禍以降に増加し、令和4（2022）年度には137時間となり、令和5（2023）年度以降は減少しましたが、全国平均を上回っています。

また、夫婦のいる一般世帯のうち約半数がとも働き世帯ですが、家事、育児、看護や介護などに従事する時間は男女間で大きな差があります。〔図表21〕

さらに、令和5（2023）年における県内企業の男性の育児休業制度利用状況は、女性の98.0%に対し、50.0%と男女間で大きな差があります。

③ 女性に対する暴力や貧困等の状況

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化しました。

特に配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場合において行われることが多く、被害が深刻になりやすいという特性があります。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和6年3月公表）では、女性の

27.5%、男性の22.0%が、「配偶者からの暴力の被害を受けたことがある」と答えています。

本県状況をみると、令和6（2024）年度に県や市が設置している配偶者暴力相談支援センター（5か所）に寄せられたDV相談件数は2,917件で、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数（以下「DV認知件数」という。）は1,135件と、令和2（2020）年度と比較し増加しています。〔図表25、26〕

また、女性は非正規雇用が多く、男性に比べて収入が低だけでなく、社会経済情勢の影響を受けて職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があり、県内のひとり親家庭のうち約9割を占める母子家庭では影響が深刻化する懸念があります。

（2）国・県・県内市町の主な動き

① 国の動き

ア 働き方改革を推進するための関係法律の整備

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置について、労働基準法やパートタイム労働法などの関係法を改正する法律が平成30（2018）年6月に制定され、順次施行されることとなりました。

イ 女性活躍推進法の改正

女性の職業生活における活躍を更に推進するため、令和7（2025）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、「女性活躍推進法」の期限が延長されるとともに、常用労働者の数が101人以上の企業において男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が新たに義務付けられる等の改正がなされました。

ウ ハラスメント対策を強化するための関係法律の整備

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が令和元（2019）年5月に改正され、ハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント防止対策が法制化されました。また、令和7（2025）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が定められました。

エ DV防止法の改正

DV相談内容の約6割を占める精神的DVにより心身に重大な被害が生じた例も報告されていることなどから、令和5（2023）年5月にDV防止法が改正され、接近禁止命令等について精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大することや、命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の創設、保護命令違反に関する罰則の加重、国が定める基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充や協議会の法定化等の措置が講じられました。

オ AV出演被害防止・救済法の施行

AV出演被害の問題は、被害者の心身や私生活に将来にわたって悪影響を与える重大な人権侵

害であることから、令和4（2022）年6月に「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」が制定され、出演者の性別・年齢を問わずAV出演契約を無力化するルールやAVの公表の差止請求、事業者への罰則が定められました。

カ 刑法等の一部を改正する法律の施行

刑法の強制性交等罪や準強制性交等罪は要件の解釈により犯罪の成否の判断にばらつきが生じてしまう余地があるのではないかと指摘がされていたことから、令和5（2023）年6月に、それぞれ「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」とし、犯罪の成否の要件等を明確にしたほか、性交同意年齢の引上げ、わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求の罪が新設されました。また、性犯罪は被害申告が難しいなど潜在化しやすいと言われていることから、性犯罪についての公訴時効期間が延長されました。さらに、スマートフォン等を用いた盗撮被害が深刻なものとなっていることから、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）」が令和5（2023）年6月に制定され、こうした行為に厳正に対処できるようになりました。

キ こども性暴力防止法の制定

こどもに対する性暴力は被害を受けたこどもの権利を著しく侵害し、当事者の心身に深刻かつ長期的な影響を及ぼし得る重大な加害行為であるとともに、こどもに対して教育・保育等を行う事業は、特別な社会的接触の関係にあるといった性質を有することから、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和6（2024）年6月に制定され、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとしたこどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられます（令和8（2026）年12月施行予定）。

ク 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を更に強化するため、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を「更なる集中強化期間」として、1. 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用、2. 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防、3. 被害申告・相談をしやすい環境の整備、4. 切れ目のない手厚い被害者支援の確立、5. 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防、6. 新たな課題等への対応に取り組むことを内容とした方針が、令和5（2023）年3月に決定されました。

ケ 困難女性支援法の制定

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことから、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、孤独・孤立対策や民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築し、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう定めた困難女性支援法が令和4（2022）年5月に制定されました。

コ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

平成25（2013）年5月に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」以降の、社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、東日本大震災からの復興の取組の進展や課題の変化、これまでの災害における取組状況や新たな課題を踏まえ、女性の視点からの防災の取組を更に徹底、充実させていくため、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が令和2（2020）年5月に策定されました。

サ 第6次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を促進するための基本的な計画としてまとめた「第6次男女共同参画基本計画」が令和8（2026）年3月に閣議決定されました。

シ 男女共同参画機構法の制定

男女共同参画社会の形成に関する国の実施体制を強化するため、「独立行政法人男女共同参画機構法」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が令和7（2025）年6月に制定されました。この法律に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構が新設され（令和8（2026）年4月予定）、同機構は、「センターオブセンターズ」として各地の男女共同参画センター等への強力な支援を行うこととされました。

また、男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが関係者相互の連携・協働を促進するための拠点として法的に位置づけられました。

ス SDGsの実現に向けた取組

国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年までに世界が取り組む17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。国の第6次男女共同参画基本計画では、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。

セ G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催

令和5（2023）年に日本が議長国を務め、G7におけるジェンダー主流化の流れをより強固なものとするとともに、我が国の男女共同参画・女性活躍に関する取組の国際社会への発信及び一層の進展の契機とするため、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催されました。同会合では、「コロナ禍の教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに閣僚級のセッションが開かれ、成果文書として「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明」（日光声明）が取りまとめられました。日光声明では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女児に与えた不均衡な影響について、その背景にある構造的な課題に立ち返りつつ、包括的に分析・検討を行い、特に「女性の経済的自立」

「無償のケア・家事労働」「ジェンダーに基づく暴力」「社会の意識を変える」「G7のコミットメント推進の枠組み」を主な課題として今後の取組方針を分野横断的かつ体系的に整理しました。

② 県の動き

ア 「とちぎ女性活躍応援団」による女性活躍の推進

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」の実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」を平成28（2016）年9月に設立しました。趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体は、令和7（2025）年度末現在1,600を超えています。

イ 「男女生き生き企業」認定・表彰制度の実施

県内企業における女性活躍の推進や働き方の見直しの取組を促進するため、誰もがいきいきと働けることを目指して積極的に取り組んでいる企業等を認定・表彰する制度を平成29（2017）年度から開始しました。

ウ 困難女性支援計画の策定

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するための困難女性支援法に基づき、栃木県における困難な問題を抱える女性の現状と課題を踏まえ、女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、効果的に機能することを目指すため、困難女性支援計画を令和5（2023）年3月に策定しました。

エ DV防止計画の改定

「DV防止計画」の第3次改定版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、令和4（2022）年3月に改定しました。

③ 県内市町の動き

ア 男女共同参画に関する条例の制定

5期計画の推進期間中、新たに上三川町で男女共同参画に関する条例を制定し、既に施行していた市町と合わせて14市町で制定されています。

イ 男女共同参画計画の策定

県内全ての市町において計画が策定されています。

ウ 困難女性支援計画の策定

5期計画の推進期間中、宇都宮市、佐野市、さくら市、那須烏山市、上三川町、芳賀町の6市町で困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画が策定済み、足利市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、野木町の6市町で策定が予定されています。

エ DV防止計画の策定

県内全ての市町において計画が策定されています。

オ 配偶者暴力相談支援センターの設置

宇都宮市、栃木市、日光市、小山市の4市で設置されています。

(3) とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕の達成状況

「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」では、3つの基本目標について目標指標を設定し、施策に取り組んできました。5期計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

目標設定指標	単位	計画策定時	目標値	実績値
I 男女共同参画推進の環境づくり				
固定的な性別役割分担意識「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」と答えた人の割合	%	24.9 (R 2 (2020) 年度)	20.0 (R 7 (2025) 年度)	24.3 (R 6 (2024) 年度)
男性の育児休業取得率	%	8.9 (R 元 (2019) 年)	45.0 ※ (17.0) (R 7 (2025) 年)	50.0 (R 6 (2024) 年)
男女生き生き企業認定企業数	社	36 (R 元 (2019) 年度末)	400 ※ (250) (R 7 (2025) 年度末)	342 (R 6 (2024) 年度末)
II あらゆる分野における男女共同参画の促進				
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置+法令任意+条例設置	%	37.5 (R 2 (2020). 4. 1)	40.0 (R 8 (2026). 4. 1)	39.6 (R 7 (2025). 4. 1)
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置+法令任意+条例設置	%	29.1 (R 2 (2020). 4. 1)	35.0 (R 8 (2026). 4. 1)	30.0 (R 7 (2025). 4. 1)
とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数	社	926 (R 元 (2019) 年度末)	1600 ※ (1400) (R 7 (2025) 年度末)	1532 (R 6 (2024) 年度末)
①子宮頸がん検診受診率 (20歳から69歳)	%	45.9 (R 元 (2019) 年)	60.0 (R 7 (2025) 年)	46.9 (R 5 (2023) 年)
②乳がん検診受診率 (全方式) (40歳から69歳)	%	54.7 (R 元 (2019) 年)	60.0 (R 7 (2025) 年)	52.0 (R 5 (2023) 年)
III 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校数	校	8 (R 元 (2019) 年度末)	50 (R 7 (2025) 年度末)	40 (R 6 (2024) 年度末)
母子家庭就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績があった者の割合	%	27.7 (R 元 (2019) 年度末)	46.0 (R 7 (2025) 年度末)	58.1 (R 6 (2024) 年度末)

※ () 内は計画策定当初の目標値
令和6年(2024)年2月見直し